

保護者様

京都市立竹田小学校

校長 西山 正晃

大規模な災害時に対する非常措置についてのお知らせ

保育片断

本校においては、京都市（「京都南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合もあります）に特別警報（大雨、暴風など6種類）が発令された場合・震度5弱以上の地震が起きた場合・台風により「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭でも、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

記

1 特別警報が発令された場合（大雨、暴風など6種類）

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合
 - * 5校時から授業があります。〔給食は中止〕
 - * 午後1時に集合して集団登校します。
 - ・午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合
 - * 当日、臨時休業となります。
- (3) 在校中に発令された場合は、直ちに臨時休業となり、家庭環境調査票の「緊急下校時の対応」でお知らせいただいている通りに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留めて置くことといたします。

2 震度5弱以上の地震が発生した場合

（学校所在の伏見区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合）

- (1) 下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- (2) 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき授業等を実施する場合は、ホームページ・すぐーる等で実施する旨を連絡します。
- (3) 臨時休業とした場合は、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (4) 在校中に発令された場合は、直ちに臨時休業となり、学校に迎えに来ていただくことになります。

3 台風により「暴風警報」が発令された場合

(1) 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- ・「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。

(2) 「暴風警報」が解除された場合

- ・午前 7時までに解除された場合……いつも通りに登校します。
- ・午前 9時までに解除された場合……3校時から授業があります。
* 午前 10時に集合して集団登校します。
- ・午前 11時までに解除された場合……5校時から授業があります。〔給食は中止〕
* 午後 1時に集合して集団登校します。
- ・午前 11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合……臨時休業となります。

(3) 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査票の「緊急下校時の対応」でお知らせいただいている通りに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留めて置くことといたします。
※非常措置の情報は、ホームページ・すぐーる等で連絡しますので、気を付けてチェックしていただきますようお願いいたします。

4 大雨警報・洪水警報等の発表、震度4以下の地震の場合

基本的には通常授業を行いますが、大雨警報・洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合や気象状況や被災状況、及び通学路の状況等により臨時休業となる場合があります。その場合には、「暴風警報が発令された場合」と同様の措置をとります。ホームページ・すぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

5 避難指示・緊急安全確保が発令された場合

校区内に水害等の避難指示や緊急安全確保が発令された場合は、上記の「暴風警報が発令された場合」と同様の措置をとります。

以上、お子様にもその旨のご指導いただきますようお願いいたします。

校内に避難所が開設されることにより教育活動に支障が生じる場合、臨時休業等の措置をとる場合があります。ご承知おきください。